

〈翻訳〉

メランヒトン『神学要覧』(1559年) — その3 —  
(Loci praecipui theologici. 1559) 翻訳  
—メランヒトン邦訳ノート (10) —

菱刈 晃夫

前回に引き続き、今回は「自然法について」から「貧困について」までの試訳を掲載する。

(SA Bd.1. 346-372.)

\* \* \*

自然法について

ちょうど光が神によって目のなかに置かれているように、ある種の知〔観念〕(notitiae)が人間の精神には植え付けられています。この知によって〔ものごとの〕大部分が認識され判断されます。哲学者たちはこの光を原理的な知と呼びます。共通観念〔共通の知・共知〕(κοινῶς ἐννοίας)そして公理〔先立つ知〕(προλήψεις)です<sup>(1)</sup>。そして、一般には数の観念といった目に見える〔考察できるような〕原理(principia speculabilia)、秩序、〔論理的な〕三段論法、幾何学の原理、自然学という区別があるのは知られています。これらすべては、生においてもっとも確かなものであり、最大に役立つものの源泉であることは認められています。というも、数なしの生活、秩序なき生とは、どのようなものといえるでしょうか。自然の本性的な〔もとの〕高潔さと醜さを全体として区別するといった、実践の原理(principia practica)はまた別のものです。そのうえ、神には服従しなければなりません。そして、確かにこの実践原理は数の観念と同じ程度にわたしたちにとって明瞭で強固なものでなければならなかったのですが、しかし、原欠陥〔原罪〕によりある種の暗闇が増し加わり、高潔と醜悪とを区別するのに心は相反する衝動をもつようになり、こうして人間はこうした次のような知に継続的に賛同しなくなります。すなわち、神には従わなければならない、姦通は避けなければならない、高潔な婚約は守られなければならない。これらは、ちょうど2×4=8といった知と同じなのです〔が、こうしたものに賛同しなくなっています〕。律法の〔法の〕観念も留まってはいますが、しかし、心の強情さ〔不服従〕(contumacia)によってこれへの賛同は脆弱です。この知〔律法の観念〕はわたしたちが神に由来していて、しかも神に従わなければならないことを証言しています。そして、不服従を咎めます。その一方で、疑いと強情さは人間の本性が完全ではないことの明らかな印です。死と人類の無限の災難と多くの驚くべき悪徳が同じことを表しています。このことをパウロはローマの信徒への手紙

1章で次のような言葉によって説明しています。「不義によって真理の働きを妨げる人間」<sup>(2)</sup>、つまり、たとえ人間には真の知、すなわち永遠の精神であるといった唯一の神が存在することや、事物の作り主と守り主、知恵、善、正義などが存在するという知、さらに高潔なものと醜悪なものとの区別に従ってこの神に服従しなければならないという知が刻印されているにしても、つまり、これは捕らわれたままであり、[わたしたちを] 支配しているのではなく、これらの知と争う不正が [わたしたちを] 支配しているのです。すなわち、神からの意志の離反、神への軽蔑、自分固有の力への信頼、要するに精神に植え付けられている神的な光と争うさまざまな衝動です。したがって、これへの賛同は脆弱となります。そして、次のように。

御者は手綱を引き締めてもむなしく、馬の力に運ばれていき、戦車を引く馬どもは制御に耳を貸そうとしない<sup>(3)</sup>。

したがって、哲学者たちは賛同が脆弱であり、人間が巨大な衝動によってさまざまな快樂に駆り立てられるのを見て、正と不正とは自然本性(natura)によってか、それとも意見(見解)(opinio)によって区別されるのか、と探究してきました。こうしたことについて疑うのはだれであれ恥ずかしく不品行なことです。ちょうどだれかが、 $2 \times 4 = 8$ となるのは自然本性によるのか、それとも偶然によるのかと探究するように。精神のなかの神による光は消されてはなりません。むしろより力強く駆り立てられるべきですし、魂は、実践の原理を認識し、それを喜んで受け入れ、目に見えるのと同様に、それが実は確実であり堅固なものであると主張し、それどころか同様に神の不変性ははっきりしている、と言うために強められなければなりません。パウロがローマの信徒への手紙1章でこう言いながら熱弁をふるうように。「神がそれを示されたのです」<sup>(4)</sup>。同じく2章。「こういう人々は、律法の要求する事柄がその心に記されていることを示しています」<sup>(5)</sup>。同じく彼はこうした知のことをローマの信徒への手紙1章で神の法(ius divinum)と呼んでいます。神の法とともに認識する者。ゆえに自然法の真の定義とは、自然法とは人間の本性に植え付けられている神の律法の知〔観念〕ということになります。というわけで、人間は神の像に向けて作られていると言われるわけです。というのも、人間の内には像(imago)が輝いていたからです。これは神の知であり、神の精神へのある種の似姿(similitudo)です。つまり、高潔なものと醜悪なものとの区別する知であり、こうした知と人間の力とは一致・調和していました。墮罪以前、意志は神のほうを向いていました。精神においては真の知が、意志においては神への愛が燃え上がって〔輝いて〕いました。心は何ら疑いもなく真の知に賛同していました。そして、この知はわたしたちが神を認識し賛美することへと、この主に従うことに向けて作られていると定めていました。主なる神はわたしたちを作り、養い、自らの像を刻印しました。それは正義を要請し祝福していました。反対に不正を真に弾劾し罰します。しかし、この本性の破壊によって損なわれた神の像のなかで、そうした知はもはや輝いてはいないものの、それにもかかわ

らず (tamen) それは残ってはいますが、しかし、心は抗い、このような知と争うかのように見えるもののゆえに、疑いが生じてくるのです。というのも、罰は延期され、善は悪くなり、悪は善くなり、理性は神の摂理 (providentia)、つまり、最初の律法そのものについて、神は善きものには親しく臨み、悪を罰するというを疑うからです。同じく、すべての者は祈りにおいて自らが聞き入れられていることを本来的に疑うのです。それにもかかわらず、神に関する自然の知は完全には決して消え去ってはいません。したがって、第一の自然法はそれ自体で、次のことを認識します。すなわち、神が一つであり、永遠の精神であり、知恵であり、正しさであり、善であり、世界の創造者であり、正しい者には親しく臨み、不正な者は罰する、ということ。これによってわたしたちの内に高潔なものと同悪なものとの区別が生まれ、この区別に従って神に服従すべきであり、この神に祈るべきであり、この神から善を望むべきである、ということ。こうした自然法をパウロは引き合いに出し、そのようにローマの信徒への手紙1章で説明しています<sup>(6)</sup>。そして、これが第一の戒め〔あなたには、わたしをおいてほかに神があってはならない。あなたはいかなる像も造ってはならない〕と一致することは明白です。すでにこれには事実、クセノフォン、キケローやその類似者たちによって言及されています。彼らは自然の判断に従い、この律法を無神論者に対抗してしばしば教え込み、これを守るのです。

第二の戒め〔あなたの神、主の名をみだりに唱えてはならない〕には、誓約についての律法や命令、そして偽証についての、同じく神に反抗して悪口を言う者たちの罰が関わっています。というのも、理性は罰が付随すると判断し、あらゆる時代の経験は、ある実例といったものを明らかにするからです。ここには数限りない言説が偽証の罰について向けられています。ティブッルスにあるように<sup>(7)</sup>。

ああ、可哀そうに。初めは偽誓を隠していても、おそまきながら復讐の女神は足音も立てずに来るものだ。

第三の戒め〔安息日を心に留め、これを聖別せよ〕には、高潔な儀式についての賞賛に値する言説が関わっています。アテナイの市民が誓ったように。わたしは聖なるもののために一人でも、また他者の助けによってでも戦います。なぜなら、およそこれらは父からのものであると考えるべきだから。彼らは神によって伝えられた儀式に関して、このように誓いを理解していたからです。次いで不敬な無謀さが新しい儀式と新しい臆見を捏造しました。その結果、人間は天からの規則をそのとき失います。それは人間の権威による新しい宗教儀式を立てるのを禁止していました。このような不敬な儀式のために、古代の言説が利用されるべきではありません。

ここまで第一の板と適合する自然法について検討してきましたが、これは続く市民社会について語られるものよりも曖昧です。理性は自然〔生来的〕に (naturaliter) 人間と家畜〔動

物]とのあいだに区別があるのを理解し、正しさ、貞潔、真理、中庸、礼儀正しさ、親切、そしてその他の徳を理解します。同じく人類は社会の掟〔法で定められた慣習〕(legitima)に向けて作られていることを理解しますし、徳が神のために耕されるべきであることを理解します。たとえ有用性によって動かされることはないにしても、それにもかかわらず神は、明白にさらに利益をこの社会に付加しています。

したがって、理性はこの社会のなかに秩序(ordo)と支配〔舵を取ること・指揮〕(gubernatio)が必要であることを認識します。そして、支配の最初の源泉は両親の権威にあります。この像に対して後に当局の力が伝えられますが〔家父長制的国家観〕、それは社会全体を支配し保護します。

第五の戒め〔殺してはならない〕には、すべての不正な暴力を禁止する言説が関わっています。だれも傷つけてはならない。ところで、たとえもしこのことにおける有用性は紛れないことであるにしても(というのも、もし罰もなしに暴れ回ることが許させるなら、生活の無事は保たれなくなりますから)、それにもかかわらず理性は、これらの不正が有用性のために避けられるべきであることを教えるのみならず、正しさのためにも、そうあるべきことを教えます。そうした知性が人間には植え付けられているのです。そして、正義は罪のない人々すべてを守ることを命じるように、そのように当局を通じて悪事を働く構成員が懲罰を受け片づけられるのを命じます。賢明な者にとってこうした考えには多くの自然の理由があると考えることは決して難しくありませんが、数の観念のように、神的な正しさの理解が人間には植え付けられていることは顕著です。たとえ、これへの賛同が、憎しみ、復讐心、燃え盛る怒りによって理性の助言を聞き入れず、心の強情さによってより脆弱になっているにせよ。不正な殺人をしてはならないということに関するこうした律法は、最初にモーセの板に書かれているわけではありませんが、しかし、直ちに初めに神は自然の判断によって、カインが兄弟を殺したがゆえに非難され罰せられることで<sup>(8)</sup>、明確な証言を付加しました。後に創世記9章で律法が公示されますが<sup>(9)</sup>、それは殺人とそれへの罰を、当局が命じています。

というのも、これは原文にある言葉だからです。「人の血を流す者は、人によって自分の血を流される」、つまり、当局によって、確かに神の像に向けて(ad)人間は作られています。つまり、神を理解し、神に祈り、神を賛美し、正しい者であるように。こうした神の崇拜や司祭職が冒瀆されることを神は望みません。むしろこれが守られ、助けられるのを望んでいます。神を崇拜し神に祈るようになるために。そして、神自身が冒瀆された像の、冒瀆された崇拜と司祭職の復讐者なのです。それゆえに、すぐその後には神は自然法に対して明確な証言を付加し、この人間の心の暗闇のなかでこれが消え去らないようにしたのです。

第六の戒め〔姦淫してはならない〕には、理性の判断に関わりますが、それは人間と動物の生とを区別して、人間に確かな結婚に関する法を結ぶことを命じています。そして、さまざまなものとの性交と姦通とを禁じています。こうした判断が理性のなかにあることは結婚

によって証されています。たとえこの秩序に反して、この自然本性の破壊のなかでさまざまな仕方で罪が犯されるにせよ、しかし、神は樂園のなかで結婚に関する律法を確かに定めているのです。そして後にさまざまな性欲を洪水や他の実例によって罰しますが、それはこの自然の法をわたしたちに教えるためなのです。

第七の戒め〔盗んではならない〕には、自分の財産はその各自にという言説と関わっています。理性は所有の区別がこうした人間の本性にふさわしいことを知っており、財産は契約を通じて伝達されなければなりません。その結果、数多くの人間の義務が各自のあいだに課されることになり、正義と善行が行使されるようになるのです。この自然本性による判断を哲学者たちは自然の律法あるいは自然法と呼びますが、これには長い説明の蓄積と多くの段階が含まれています。したがって、法律家は少し違うように語ります。たとえ異邦人の法が、共通の人間による判断（*commune hominum iudicium*）、つまり、実践上の原理やこれを縮めたものからの説明以外の何ものをも意味しないにしても。プラトンのようなそうした混乱は、この人間の自然本性にはふさわしくありません。この本性においては明確な命令と明確な市民の身分が存在する必要があります。それは悪が抑制されるようになり、それによって財産が区別されなければならないためです。ところで、こうした義務を遂行するなかで、わたしたとはただその有用性を考慮するのを学ぶだけではなく、むしろ神によって立てられた秩序と自然本性に明示された秩序を学びます。神によって正しい契約の目標を守り、他者を欺くことなく、むしろ自分のものを保つことができるように、彼らをわたしたちが助けるように。こうした平等性については、哲学者や法律家によるもっとも学術的な議論のなかに明らかにされていて、これは自然法の証言でもあり、つまり、こうしたことがらに関する自然本性による判断ということなのです。

第八の戒め〔隣人に関して偽証してはならない〕に関しては、真理を愛し保つべきであること、そして嘘を避けるべきであることを定めた判断が、人間の理性には植え付けられていることを明示しています。ここでは再び、この律法とその義務は一般共通に有用であることは明らかです。というのも、〔これがなければ〕契約は常に存続されないことになり、契約への信頼が取り去られて、いかなる調印も平和の鎖もなくなり、裁判は根拠なく行使され、学芸や医学やその他の分野においても、真理は探究されなくなってしまうからです。虚偽のほうが真理よりも前に伝えられるとは、薬の代わりに毒が勧められるとは、何とも真実の破滅ではないでしょうか。つまり無限の有用性を神は常にその律法に対して付加しています。わたしたちはその有用性だけを考察するのではなく、神によって立てられたより大きな秩序を考慮します。すなわち真理を保護するこの秩序を、わたしたちは神のゆえに愛し、止むことなく見守る〔大事に保護する〕のです。

自然法を十戒の系列に従って検討してきました。というのも、この系列は明白であり、理性が明示し、正しくそれに従う道理だからです。しかしながら、もし他のものが混入されなければ、どのような仕方であれ、〔この両者が〕事実そのものと一致するのが列挙されます。

次いで、この秩序に従うことは、自然法と十戒との一致が明らかであることを示すのに有効です。数多くの理由によってこれを考察することは極めて有益です。第一に、わたしたちが自然法そのものが神的であることを理解するのに、そして哲学者や立法家の著作においてこれらを真に説明し、明示し、その内容と一致しているのを重んじ、反対のものを避けるようにするのに〔有益です〕。したがって、神の律法は天から鳴り響いています。その結果、神自身が自然の知〔観念〕の作者であり、その知に従って服従することを命じ、強情のゆえに人類を咎めることは、明白となります。というのも、神は罪に抗して〔神の〕審判の声が明らかとなるのを望んでいるからです。さらにこうして聖人たちが神の確かな証言を明らかにするのに役立つこととなります。聖人による行いは、人間のこの弱さのなかにあって、ちょうど多くの立法家が逸脱して、法の悪徳といったものに陥ったように、そのように理性が逸脱しないように求め勧めています。

## 律法の用法

神の律法によって完全な内的服従が要請されていることには疑いの余地はありません。次のように「あなたは心を尽くし、魂を尽くし、力を尽くして、あなたの神、主を愛しなさい」<sup>(10)</sup>。しかし、人間のこの破壊された本性は完全な服従を実行することができません。パウロがローマの信徒への手紙7章と8章ではっきりと告白している通りです。そこでこの世の生においては罪が止まることとなります。すなわち、疑い、不信、神を十分に恐れもせず愛もしないこと、神の律法に逆らって誤る不安定な情動〔心の動き〕。こうした人間は、判決を下された義人、つまり神の前で律法のゆえに受け入れられた者には従いません。したがってパウロはこうした議論についてもっとも厳しく討論し、律法を義認から引き離しました。ところで、たとえ人間の理性が罪に関して、正しさに関して異なって判断するにしても、こうした人間の判断による相違から福音についての議論が生じてくることとなります。それにもかかわらず、わたしたちは福音の声を聞かなくてはなりません。これは始めからずっと人間の罪が贖われること、そして回復された者あるいは義人は神に喜ばれることを宣言しているのです。ローマの信徒への手紙5章で言われているように「このキリストのお陰で、今の恵みに信仰によって導き入れられ」<sup>(11)</sup>。

ゆえに次のような問いが生じてきます。律法の用法〔用途 (usus Legis)〕とは何か。もし、律法による行い (Legis opera) が罪の贖いに役立たないとしたら。あるいは律法によってわたしたちは義とされないとしたら。ここでわたしたちは律法の務め (Legis officia) には三つあること、あるいは三種類の用法があることを知らなければなりません。

第一は、教育的 (paedagogicus) もしくは政治的 (politicus) な用法です。というのも、神はすべての人間が規律 (disciplina) によって強制され、再生していない者でも、外的な過失を犯さないように望んでいるからです。この用法についてパウロはテモテへの手紙一1

章で語っています。「律法は、正しい者のために与えられているのではなく」<sup>(12)</sup>、すなわち、〔不正な者が〕抑制されるために与えられているということです。こうしてこの規律は厳格に守られます。神は人類を管理するものを制定し、人間が律法と教えとによって支配されるのを望み、人間の狂乱が抑制され、当局による罰によって懲らしめられるのを望んでいるのです。申命記 19 章にあるように「彼が同胞に対してたくらんだ事を彼自身に報い、あなたの中から悪を取り除かねばならない。ほかの者たちは聞いて恐れを抱き、このような悪事をあなたの中で二度と繰り返すことはないであろう」<sup>(13)</sup>。そして、これ以前に神はより大きな不幸な囚人を付加しています。すなわち、人類に普遍的な災難です。詩編が人間の災難の原因について語るように「分別のない馬やらばのようにふるまうな。それはくつわと手綱で動きを抑えねばならない。そのようなものをあなたに近づけるな」<sup>(14)</sup>。とくに熱心に人間は規律について教えられなければなりませんし、それには次の四つの理由が説明されなければなりません。

第一に、神の掟ゆえにこれは明らかにされなければなりません。それには従わなければなりません。

第二に、罰を回避するため。当局もしくは神は、わたしたちの酷い過失に対して罰を下します。

第三に、公共の平和のため。というのも、わたしたちが他人の身体や財産に襲いかからないように、神は規律を求めているからです。神は平和と平穏が守られるのを望み、こうして人間は制御され教授されるようになります。そして、ここで人間の生とわたしたちの道徳は、わたしたちのためだけではなく、他者のためにも奉仕するものでなければならぬことを覚えておかななくてはなりません。さらに、数多くの悪行は他者の身体と財産とを傷つけるだけではなく、他者の精神すらも汚すことを覚えておかなければなりません。この損害は償われることはありませんが、しかし、神による罰がそれに続きます。

第四に、規律はキリストへの教育係 (paedagogia in Christum) であるからです。より規律正しい異邦人は、その他の理由を見出しもしますが、大きな狂乱は災難や罰の恐怖によって駆り立てられるわけではありません。しかし、第四の理由はより重要ですし、大きな賞賛が規律にはあります。それはキリストへの教育係とされています。すなわち、良心に反する悪行によって自らを汚すのを止めない者のなかにおいてそうであるということで、こういう者たちのなかでキリストは力を発揮はしません。コリントの信徒への手紙一 6 章ではっきりと述べられているように「みだらな者、偶像を崇拜する者、姦通する者、男娼、男色をする者、泥棒、強欲な者、酒におぼれる者、人を悪く言う者、人の物を奪う者は、決して神の国を受け継ぐことができません」<sup>(15)</sup>。さらに同じ意味においてヨハネはこう言います。「罪を犯す者は悪魔に属します」<sup>(16)</sup>。したがって、情欲に馬勒をつけること (frenare cupiditates) が必要であり、聖霊によって駆り立てられている心に反抗しないようにするのは、ここに規律は福音を聞き学ぶことの一部である、というのが付け加わり、これによ

って聖霊は力を発揮するのです。この規律の有用性を何度でも心に留めておくことを言いたいものです。しかし、それにもかかわらず次のような誤りが付加されてはなりません。それは、この規律が罪の贖いに役立つとか、罪を無にするとか、律法を成就するとか、神の前に義とするとかいう間違いです。

ここまで律法の政治的あるいは教育的用法について語ってきました。今や第二の用法について語られねばなりません。これについてはとくにパウロが熱く語っています。それは罪と正しさとに関する人間の誤りを正すためです。したがって、これは律法のもう一つの神的用法であり、とりわけ罪を明らかに示し、糾弾し、こうした墮落した本性にあるすべての人間をひどく恐れさせ、そして断罪するものです。というのも律法とは、全人類における罪を断罪する、神による永遠の裁きであり、人間に明示されているからです。さらに、生来的に律法の観念〔本性による律法の知〕(notitia Legis naturae)は精神の内に入れ込まれていて、繰り返し声や実例によってさまざまな仕方でも明らかにされているので、たとえば樂園において神が不服従を咎めて罰を加えたように、すなわち死とその他の災難を与えたように、それは罪に対する裁きの証言となるためなのです。その後、カイン、洪水、ソドムの破滅と等々といった、数多くの警告と実例が続きます。神の不変の裁きは永遠の怒りによって、神の子を認識して逃れない、すべてのものに襲いかかります。したがって、神の律法は、ラコーニアの法のように、軽微で変わりやすいものだと思われてはなりません。そういうわけでラコーニアの土地では鉄の貨幣だけが用いられていました。しかるに神の裁きは、このなかで罪に対する神の恐ろしい怒りがすべての時代に明らかに示され、これは確かに他の世界よりも教会において、常により大きく輝き感じられるのです。ちょうど初めから直ちに樂園において、その後は族長たちによる熱弁のなかで、罪を咎め罰を預言する律法の声が響き渡ったように。そしてパウロはローマの信徒への手紙1章で、こう言います。「不義によって真理の働きを妨げる人間のあらゆる不信心と不義に対して、神は天から怒りを現されます」<sup>(17)</sup>。これは、神の怒りが人間の罪に対して布告する天の声が、教会で響き渡っていることを証しています。

したがって、述べてきたように、教会においては律法の声が響き渡り、さうえさらに教会では雷鳴も味わわれます。アダム、アブラハム、ヤコブ、ダビデ、ゼカリヤ、パウロは自身の罪を認識するなかで恐怖を感じました。「獅子に砕かれるように、わたしの骨はことごとく砕かれてしまう」<sup>(18)</sup>。詩編はこうした悲嘆で満ち溢れています。こうした裁きを感じられ罪が認識されるように、教会は十字架に服しています。そのあいだ盲目で狂乱した世界は神の裁きを侮っています。したがって、罪を糾弾するこうした律法の声が教会で永遠に差し出され述べ伝えられなければならないということは、疑いようもありません。それどころか、神の裁きと罪に対する怒りを布告する声を聞こえなくしてしまうことほど、もっとも酷い悪事はありません。エレミヤ書1章で言われているように「見よ、わたしはあなたの口に、わたしの言葉を授ける。見よ、今日、あなたに、諸国民、諸国王に対する権威をゆだねる」<sup>(19)</sup>。

しかし、教会には次のような議論があります。偽善者たちは律法が和解に役立ち、罪を払拭するために立てられていると考えます。こうした誤りに対してパウロは声高に抗議し、人間の判断とは異なる内容を伝えます。それどころか、こう述べます。「律法によっては、罪の自覚しか生じないのです」<sup>(20)</sup>。まるで、こう言うように。それゆえに、罪を糾弾し断罪するために律法は置かれているのであり、これを無にするためではない、と。同じく「律法は怒りを招くもの」<sup>(21)</sup>、同じく「罪は限りなく邪悪ものであることが、掟を通して示された」<sup>(22)</sup>、同じく「死のとげは罪であり、罪の力は律法です」<sup>(23)</sup>。こうした言説を政治的なことがらに当てはめるのは全くばかげていますが、これは国家の道徳について熱く語っているのではなく、神の裁きについて熱弁をふるっているのです。これをわたしたちは真の恐怖と真の罰のなかで感じ取るのです。というのも、この律法の用法は人間の内では権力をもたないからです。パウロが述べたように「わたしは、かつては律法とかかわりなく生きていました」<sup>(24)</sup>。つまり、平穏で、神の裁きを感じてはいなかったということです。その後ひどく恐れさせられて、わたしは自分の弱さと罪などを認識したということです。律法はこの用法をダビデのなかに用いましたが、それは預言者から姦通のゆえに咎められてひどく恐れさせられたときでした。次いで、彼が悲嘆と呼ぶところのものは、悔悛のなかで明確に理解されることができそうですが、それはわたしたちがこうした種類の真の恐怖があるということを知る場合に。しかし、福音の声が付加されなければなりません。これは罪を拭い去る神の子羊を明らかにし、言い表し難い神の憐れみを啓示します。神は罪によって真に怒られるとき、確かに罪に対して判決を下しますが、それにもかかわらず、[そうした人間のために]犠牲にされた子を信じている者たちを解放しようと望んでいます。したがって、パウロは、わたしたちは滅びるためではなく、仲介者へと逃れるために脅えさせられると言います。「神はすべての人を不従順の状態に閉じ込められましたが、それは、すべての人を憐れむためだったのです」<sup>(25)</sup>。

第三に、再生した者における (in renatis) 律法の用法について探究しましょう。ところで、信仰によって再生させられ義とされた者は律法から自由となっていますが、これはここで言うておかなくてはなりません。というのも、彼らは律法から解放されて〔自由に〕なっています。つまり、その呪いや断罪あるいは神の怒りから。これらは律法のなかに置かれてあるものです。すなわち、もし彼らが信仰を保ち、神の子への信頼によって罪と戦い、罪の狂乱に打ち勝てれば、それにもかかわらず、やはり律法は教えられなければなりません。これは残る罪を指示し、それによって罪と悔悛の認識は大きくなりますし、同時にキリストに関する福音は響き渡り、信仰も成長することになります。同じく、したがって律法は再生した者にも差し出されなければなりません、それは確たる行いを教えるためであり、そのなかで神はわたしたちが服従の訓練 (exercere obedientiam) をすることを欲しているのです。というのも、神はわたしたちが自分たちの考慮によって行いや儀式を考案することを望んではおらず、わたしたちが神の言葉によって支配されることを望んでいるからです。こう記されているように「人間の戒めを教えとしておしえ、むなしくわたしをあがめている」<sup>(26)</sup>。

同じく「あなたの御言葉は、わたしの道の光、わたしの歩みを照らす灯」<sup>(27)</sup>など。そして、人間の理性は神の言葉によって制御されない場合、簡単に道から外れて〔誤りを犯して〕しまいます。というのも、〔そうでない場合には〕墮落した情欲によって捕えられて邪悪な行いに賛同し、異邦人の法におけるようになってしまうからです。それどころか、わたしたちが神に従うために、この神の秩序は不変のものに止まっています。したがって、たとえわたしたちが律法から自由であり、すなわち断罪から解放されているにしても、神の子ゆえの信仰によって正しいものであるにしても、それにもかかわらず服従するために律法は残るのです。すなわち、義とされた者たちが神に従うために、神の秩序は止まるのであり、確かに服従の始まりをもち、それがどれだけ神に喜ばれるか、その場所に来たらわたしたちは語ることにしましょう。ここでは律法の三つの用法について、簡略ではありますが十分に示されました。というのも、第二と第三の用法については、後に再び語られるからです。

### 助言と命令の違い

信仰による正しさを知らないことは、数多くの過ちを引き起こしました。さらに、ここから福音には三つの助言が伝えられていてでちあげる想像が流れ出しました。つまり、罰してはならないことについて、財力の放棄もしくは貧困について、ちょうどそう言われているように、そして処女性〔貞節〕について。しかし、このばかげたことに含まれている、すべての過ちを列挙するのは冗長です。したがって、重要なことにだけ言及しておきましょう。

まず、神の律法を軽んずる盲目を嘆かなければなりません。乞食やそれに似た、命じられてもない行いを、神の律法よりもより大きな名誉で飾るようなことです。第一の戒めで何度も要求されている、偉大な創造といったものの他に考えられるような行いはありえないにもかかわらず。「あなたは心を尽くし、魂を尽くし、力を尽くして、あなたの神、主を愛しなさい」<sup>(28)</sup>。次いで、その完成について、そうしたばかげた考えから多くの言説が存在することになります。

さらに、それは神の律法が、ただ外的な規律についてのみ強いられるものと誤って見なします。この律法のように「殺してはならない」は、不正な殺人は禁じられていて、私的な復讐の欲望、悪意、不正な憎しみやそのような悪徳の情念は禁じられていない、と。したがって、キリストはマタイによる福音書5章で<sup>(29)</sup>、こうした誤りを咎めています。そして、神の律法に全体的に完全に従うことと正しい秩序とが、すべての人間の内的かつ外的行いの力にもとめられている、と教えます。それゆえに、律法によって人間の本性が不潔である〔汚れている〕(immunditia) ことが明らかにされ断罪されるのだ、と。それゆえにキリストは内的な邪悪〔腐敗〕(pravitas) についても罰を加えます。「兄弟に腹を立てる者はだれでも裁きを受ける」<sup>(30)</sup>。同じく「みだらな思いで他人の妻を見る者はだれでも、既に心の中でその女を犯したのである」<sup>(31)</sup>。この言葉は、多くの人々が思うように、生きるなかでの行

為についても、神の怒りについても何も意味することはない、無益な考えでしかないストア派による誇張では、決してありません。そうではなく、このキリストによる言説は、神が真に人間の自然本性の邪悪に怒らされ、それがまさに罪であることを証しているのです。それゆえに、キリストはわたしたちが律法を満たすことはなく、仲介者に対して憐れみを冀うべきであり、そこに逃れるべきである、と述べるのです。

## 復讐について

復讐に関しては、その他の場所で至る所で語られていますが、それは命令 (praecepta) です。しかし、あるものはその義務について当局に向けられて語られていますし、あるものは私的な復讐、悪意、破滅的な戦いについて語っています。これはとくに復讐の欲望に発する激しく強い性向のなかで生じてきます。ちょうどマリウス、スッラ、カエサル、そしてポンペイウスの激情において燃え上がったように。そして、教会においても、その他の領域に比べて劣らずそうした事例は少なくはありません。多くの悪意と復讐の欲望とが激しい論争を突き動かしましたが、それはとくにアリウスについて記されています。したがって、復讐は区別されなければなりません。

ひとつは公的なもので、神の命令によって当局から課せられます。これについてはローマの信徒への手紙 13 章に「権威者はいたずらに剣を帯びているのではなく、神に仕える者として、悪を行う者に怒りをもって報いるのです」<sup>(32)</sup>とされています。当局が神の命令によって誤りを罰するよう強制されていることを疑うべきではありません。さらにいずれも神に服従しなければならないことを知るべきです。当局は私的な欲望によって罰するのではなく、神の意志のゆえにそうするのです。

罪人は、誤りが罰せられるように命じる神の命令に従うように、罰を被ります。福音はこうした公的な復讐もしくは当局による務めを禁じたりしませんし、それが中止されるように助言したりもしません。それどころか福音は当局の職務を促し強めるのであり、それが不活発であったり、その職務が軽視されたりすることを望んでもいません。とりわけこれは神によるものだからです。しかし、この務めの尊厳と神の意志についてわたしたちはそれほど考えることがないがゆえに、偽善者たちは復讐をしてはならないなどとばかげたことをでっちあげる始末です。その源は同じであり、それは人間の強情にあります。したがって、当局にも罪人にも等しく命じる神の命令を考慮していないがゆえに、人間はいやいや罰に従うのです。

次の復讐は私的なものです。つまり、当局や律法によって行われるものではありません。この私的な復讐についてはマタイによる福音書 5 章とローマの信徒への手紙 12 章で語られています。「自分で復讐せず、神の怒りに任せなさい」<sup>(33)</sup>。この見解は真の教えでもあります。というのも、神は律法と裁きが存在するように秩序を制定したからです。これに人類は従うのです。したがって、これら復讐するものが存在するのを神は欲しています。この秩序が混

乱させられるのを望んではいません。それゆえに神は私的な復讐を外的にも内的にも禁止しています。あなたが真の魂をもって神と律法および裁きとの復讐に譲るのを望んでいるのです。この秩序についてキリストは、律法について語り、こうした秩序の混乱が人間のなかで明らかであるにもかかわらず、自らが神の律法を成就していると見なす偽善者を論駁しながら、マタイによる福音書5章で熱く語っています<sup>(34)</sup>。風刺詩では、こう述べられています。

それでも復讐のほうがいい。生かしておくより、いっそう胸がすくのだ<sup>(35)</sup>。

キリストはこうした混乱が認識され、私的な復讐の欲望が抑制されるのを望んでいます。とりわけ人間の自然本性は罪深く、死と罰とに服しているからです。それゆえに困難な状況において、他者の罪を眺めるだけでなく、わたしたちは自分たちの罪を責めましょう。ちょうどダビデがシムイについて言うように「勝手にさせておけ。主の御命令で呪っているのだ。主がわたしの苦しみを御覧になり、今日の彼の呪いに代えて幸いを返してくださるかもしれない」<sup>(36)</sup>。そして、復讐の欲望を抑制する魂の顕著な実例があります。それはダビデがサウルを放し赦したときです。彼は何の動揺もなく彼を殺すことができましたが、しかし、神から与えられるのでなければその王国を支配しようとは望みませんでした。こうした実例は熱心に考察されなければなりません。そうすることで、わたしたちは神の律法を正しく理解し、わたしたちの弱さを認識し、大きく制御することを学ぶようになるのです。そして、これは聖霊による特別な教えでもあります。というのも、異邦人の歴史には、ダビデに似たような実例はないからです。

ゆえにこの原則 (regula) は、律法に従って復讐をするよう、当局にも命じられていることをしっかり覚えておきましょう。そして、職務においてこれを蔑ろにするのは神に喜ばれないことを。申命記19章にあるように「あなたの中から悪を取り除かねばならない。ほかの者たちは聞いて恐れを抱き、このような悪事をあなたの中で二度と繰り返すことはないであろう。あなたは憐れみをかけてはならない」<sup>(37)</sup>。反対にまさに個人に対しては、手によっても魂の活動によっても、決して復讐を行ってはならず、神によって立てられた秩序を乱してはならないことが命じられています。この原則はわたしたちの生活にとって有益であり、支配と平和の防壁を堅固なものにします。次のように理解される修道士の言うことは、なんとバカな戯言であることでしょうか。復讐の禁止に関する助言がある場合には、当局に従い悪漢を罰せず、他方ではさらに個人には復讐の原因によって動乱を引き起こすのを認める、と。

したがって、こうした狂乱した空想は誤りであり有害であるので、これらは教会からすっかり放逐してしましましょう。それはなぜキリストがしばしば復讐を禁止したかという理由でした。キリストは使徒たちを誤った確信から解放しようと欲したのです。それはメシアの王国がこの世のものとして実現し、異邦人は武力でもって制圧されるべきであると見なすものでした。それに対して使徒たちは武器を手取るべきではなく、福音を述べ伝えるべきで

あるとキリストは教え込みました。人間による防護や武力なしに教会が集合させられるべきである、と。こうして残酷な支配に服することになるでしょうが、それにもかかわらず神的な自由をもつことになるであろう、と。このようにキリストはすべての時代の教師たちを教え、正しく伝えられた彼らの職務が遂行され、その危険は神に委ねられました。人間の保護に頼ってはならず、自身の召命の柵から飛び出してはならず、ミュンスターの再洗礼派のように自分たちの王国を、福音を口実にして建ててはならないのです。

しばしば、この言説に関しては一般に論じられています。力には力で追い返すことは自然法に適っている。ここで言われている意味について、まず考察されなければなりません。というのも、もしこれが自然の知 (naturalis notitia) もしくは愛 [情念] (στοργή) であるなら、その秩序がどのようになっているかが探究されねばならないからです。それによって何らかの口実や混合した不正な情欲によって歪曲させられなくなるからです。というのも、自然法はうろつき回る衝動 (vagabundi impetus) ではなく、自然のなかに秩序づけられた確かな何かであるからです。したがって法律に精通した者は、この言説に対してある境界線を正しく引きます。ゆえに明白な暴力や突然の暴力に対して防衛する必要性について、これは理解されることとなります。たとえば盗賊が平安な旅人を道中で襲撃したり、ある国が不正な戦争をしかけてきたり、だれか暴動を引き起こす者たちが他人の家を襲ってきたりする場合があります。このときは審判者も当局も不在ですから、したがって防衛は認められます。そして、防衛と報復もしくは悪行に対する罰とのあいだには違いがあります。だれも傷つけるべきではないと判断するような正しい理性は、自分の身体を不正な暴力に対して、秩序をもって法的な職権によって防衛すべきであると判断します。ちょうど正しい戦争において、当局が援助することができない場合に、自己防衛によってそれを行うように。すなわち自然本性には正しい愛が内在しているからです。それは不正な暴力に対する自分自身の保存の強い欲望 (appetitus conservationis) です。

ゆえに明白な暴力を避けることに関する言説が、ちょうど正しい理性が認め、律法そのものが明らかにするような秩序と仕方によって理解される場合には、力に対して力で駆逐するという見解は正しいものです。福音や「敵を愛しなさい」<sup>(38)</sup> といった声とも相争うことはありません。というのも、福音は自然法や政治社会の鎖 [拘束] (vincula) を破棄したりしないからです。つまり、律法は正しい理性と一致するのです。それどころか、まさにこの理由によって、神は人間をこうした社会における実にさまざまな務めへと集めているのです。それは、信仰、服従そして愛を訓練し明らかにする機会とするためです。家父は自身の妻や子どもを守らなければなりません。ゆえに家族が襲撃された場合には愛の務めを果たします。その結果、魂においてその信仰を輝かせることとなります。このように支配者 [指導者] (dux) は臣民を正しい場合には守らなければなりません。それゆえに正しい戦争を行う場合には、愛の務めを果たしているものであり、危険のなかで神への祈りを輝かせていることになるのです。

こうした行いは福音と相争うことはなく、各人が合法的な召命に従うのを望んでいるのであり、「敵を愛しなさい」という言説と矛盾することはありません。なぜなら、愛、防衛、そして懲罰は、そのあいだで決して相争うことはないからです。というのも、愛の目的は、神ゆえにわたしたちが愛し、神の愛をわたしたちが優先することのなかに立てられるからです。アサ王は神ゆえに偶像を崇拜する母を愛することができず、彼女に罰を与えました。このように、もしコンスタンティヌスが教会におけるリキニウスの攻撃を甘受していたなら、彼は神には喜ばれることのない務めを果たしていたこととなるでしょう。それゆえに彼は武力で抑止しました。

力には力で追いかけることが許されている、というこうした見解について述べてきました。それはどの程度までこれが通用するか、勉学する者たちが考察するためでした。というのも、これを源泉にして戦争の法が主張されるからです。しかし、わたしたちは「剣を取る者は皆、剣で滅びる」<sup>(39)</sup> という言説とも比較しなければなりません。剣を取るというのは律法によって剣をさやから抜くのを許されているということではありません。すなわち不正な暴力を引き起こす者は、剣を取るのです (*accipit gladium*)。反対に、まさに正当な防衛のためにこれを用いる者は、剣を取るではありません。そうではなく律法によって認められてさやから剣を抜いている (*stringere*) のです。さらにキリストはここで当局の責務 (*officia magistratum*) と福音の務め (*ministerium Evangelii*) とをとくに区別しています。当局に対して神は剣を与えましたが、それは責務において法に従って (*legitimo*) それを用いるためです。もし私的な怒りや激情の言いなりになってネロのようにこれを用いるなら、それは誤用していることになり、罪を犯しているということになります。反対にまさに福音の務めがこの世の王国になるのを神は望んではいません。それゆえに使徒には戦うことを禁じました。この言説において務めは区別されています。この区別は熱心に考察されなければなりません。それは教会の教師たちが人間の援助に依存することのないように、自分たちの当局に対して武器を取るようなことのないように学ぶためです。こうしてそうすることなく、教会は神が気遣っているのを知り、神から助けを期待するようになるのです。ちょうど神は教会をファラオ、カルデア人、マクセンティウスやその他の暴君から解放したように。そしてこのように、この言説においてはさまざまな務めについての教えが伝えられているばかりでなく、教会が神から守られていて自由にされていることがまさに示されているのです。こうした見解は敬虔な者たちに大きな慰めをもたらしてくれます。以上、ここまででは復讐について語ってきました。

## 貧困について

福音の承認が多くの危険を人間の生と運命にもたらし、福音への熱意が嫌われ、有利ではない場合、要するにこの生において、その他に共通の災難のあいだで皆にとって一般的に重

荷になるのは、やはり貧困です。これはしばしばとくに教会を厳しく苦しめます。このようなとき、わたしたちは貧困のゆえに神から見放されていると思わないように、教えと慰めが必要となります。それゆえに使徒と福音には貧困に関する数多くの言説があります。うんざりするような貧困によってわたしたちが福音から離れてしまうことのないように、貪欲によって努力と能力とをなすにまかせてしまわないように、わたしたちが悪い事柄の社会へと引っ張って行かれないように、一貫性についての教えが伝えられています。貧しい者には神からの助けがあるという約束のなかに、慰めが伝えられています。ちょうど「わたしたちの名のために、家、兄弟、姉妹、父、母、子供、畑を捨てた者は皆、その百倍もの報いを受け、永遠の命を受け継ぐ」<sup>(40)</sup>など。しかし「苦しい試練とともに」(cum tribulatione)が加わります。

こうした重大な事柄について福音の言説は大いに語っています。しかも、信仰や他の徳を大いに訓練すること (exercitus) に関する有益な教えを含んでいます。これは修道士的な偽善や財産の放棄や政治的な秩序の混乱へと歪められてはなりません。というのも、もし奪い去られるのでなければ、福音は財産から遠ざかるのを命じたりも勧めたりもしていないからです。しかも財産を共通に与えるのを命じたり勧めたりもしていません。それどころか支配者と所有権の区別が神によって秩序づけられているのは確かなのですから、敬虔な人々は所有権が神の意に適い、すべてのこうした合法的な財産の区別と交換があるのを知りましょう。というのも、神はこの市民的な務めのなかで、わたしたちの信仰が見出され、愛とその他の徳が訓練されるのを望んでいるからです。

要するに、財産から離れること自体は、それどころか乞食を生じさせるのです。これは健康で暇な人々においては盗みの形なのです。修道院においては、それどころかよりよい食事を望んでいるのであり、それは確かに財産をもっていることにもなるのです。というのも、自分のもの〔財産〕なしに生きていけるような集まり〔社会〕(coetus) はないからです。他の言葉が作り出されるのも可能ですが、しかし、事柄は変化させられません。さらに、福音は支配と財産と富との区別に賛同していて、その複数の証言があります。第一の律法は「盗んではならない」<sup>(41)</sup>と言います。ここで神自身がその声によって支配の区別を定め認めているのです。同じように、王や元首が永遠の命に止まりうること、さらにある者は正しくその支配において神に喜ばれることは、極めて確実なことです。ヨセフ、ダニエル、ネブカドネザル、キュールス、コルネリウス、百人隊長やその他がそうであったように。何とも王国は財産なしには維持されないのです。同じくコロサイの信徒への手紙一7章で買うことと売ることが認められています<sup>(42)</sup>。

しかし、いずれの行いも大きな技術、大きな気遣いそして徳を求めます。すなわち、財産を正しく保ち、貧困を正しく耐えることには。あなたが財産を正しく保つには、よい良心が必要です。この良心は、この秩序が神のわざであることを知るものです。その結果、財産には区別があることとなります。そして、これを他から奪い取ることで混乱させてはなりません。しばしば不平等な実行によって富が増大するように。そうではなく、公平性を神のゆ

えに保たなければなりません。これはあなたが他の財産から遠ざかっているのを命じています。それゆえに公平性を保つことにおいてあなたの感謝を明らかにし、神に感謝すべきです。これはあなたに財産を与え、これを保持します。「人間を豊かにするのは主の祝福である」<sup>(43)</sup>と記されているように。

次に、貧困者は大いに助けられることをあなたは知るべきです。しばしばキリストが命じているように「与えなさい。そうすれば、あなたがたも与えられる」<sup>(44)</sup>。約束は二つの理由により付加されねばなりません。すなわち、わたしたちが敬虔な者は自由に報酬を受けるに値するのを知るがゆえに、またこの務めを神が強く要求しているのをわたしたちが知るがゆえに。その結果、信仰は報酬への期待によって訓練されることになります。二つの理由はサレプタのやもめの例において明らかです<sup>(45)</sup>。彼女はエリヤに食物を与え、神から食物を期待しました。そしてこのようにして神は女の暮らしを支え、他の多くの報酬で飾りました。そして彼女自身は、もっていたすべての残りをエリヤに与えたとき、見事に信仰を訓練しました。分かち合うことの確かな方法がコリントの信徒への手紙二8章に記されています。「釣り合いがとれるようにするわけです。あなたがたの現在のゆとりが彼らの欠乏を補えば、いつか彼らのゆとりもあなたがたの欠乏を補うことになり、こうして釣り合いがとれるのです」<sup>(46)</sup>。

所有権 (proprietas) と施し (liberalitas) そして報酬 (praemium) の種類に関するもっとも愛らしい文章は、箴言のなかにあります。「あなた自身の井戸から水を汲み、あなた自身の泉から湧く水を飲め。その源は溢れ出て、広場に幾筋もの流れができるであろう。その水をあなただけのものにせよ。あなたのもとにいるよその者に渡すな。あなたの水は祝福されよ」<sup>(47)</sup>。この掟は、極めて甘美な言葉の形を与えてくれる、秩序立っていてもっとも重要な教えです。他者から奪うことを禁止しています。したがって、こう言われています。「あなた自身の泉から湧く水を飲め」。そして、所有権をよしとしています。「あなたはその主人となりなさい」。そして、施しについての命令を加えます。「その源は溢れ出て、広場に幾筋もの流れができるであろう」。つまり、あなたの収入から他者に注ぎ与えるということです。施しの仕方を彼は明らかに示します。わたしは欲しない、と彼は言います。財産が使い果たされ、あなたの基礎から追い払われてしまうのを。これが、正しい仕方です。つまり、あなたは基礎を保ち、子どもと国家のために財産を守るのです。しかし、困っている者には親切に収入によって助けなさい。これは所有権についてとともに施しの務めについて語っているのです。最後に、報酬と信仰に関する教えが加わります。すなわち、あなたはこの務めのなかで信仰を訓練しなさい (In his officiis exerceto fidem)。もし、あなたが財力とその保持が神からの贈与であることを認識するなら、あなたはだれからも騙し取ることなく、寛大でいて、神からの祝福を期待できるでしょう。これがこの問題に関する真の教会によるキリストによる教えなのです。そして、次のようなたわごとからは逃れなければなりません。つまり、それはプラトンのな財産の共有が福音のなかに命じられ賛美されているとでっちあげるのです。

しかし、正しく財産を保持することは大きな術であるように、貧困に耐えることもまた大きな術であり徳です。これについてはまず、以下のようにこれらが神の意志であることを認識しなければなりません。つまり、神はわたしたちが病、死、そして貧困といった、このような共通の苦しみに従うのを望んでいます。そして、こうした苦しみは神によって断念されるような、敬虔の印ではありません。そうではなく、これは自然本性が死に服しているがゆえに、わたしたちが罪について気づくようさせる訓練 (exercitia) なのです。悔悛と祈りについて同様に、これは訓練です。したがって、あなたがこのように訓練させられるのを望む神にあなたは従わなければならないことを学びましょう。こうした神の意志への服従は一般に苦難〔労苦〕(aerumna) において求められています。次に従って「神の力強い御手の下で自分を低くしなさい」<sup>(48)</sup>。

次に、一貫性が加わります。貧困である理由から逃れるのに、だれも神に逆らって対抗したりはしません。この一貫性のことをキリストはこういうときに命じています。「心の貧しい人は、幸いである」<sup>(49)</sup>。というのも、彼らはもたらされた貧困において神に服従していて、欠乏を伴う貧困やその他の困難を弱めようとして神に逆らうこともないからです。なぜならば、近づいてくるもので軽い重荷はないからです。それは力によってわたしたちを押さえつけ蔑ろにします。不正と虐待に晒され、哀れな子どもを見ることとなります。こうした悪のなかにあって魂の一貫性を保ち、人々や力による悪い助言を求めないこと、窮乏によって国家を揺るがせないこと。こうした苦難のなかにあって、このように魂が高潔に輝くことは大きな徳です。こように、貧しいエレミヤや多くの預言者たち、洗礼者ヨハネ、キリスト、使徒たちや多くの殉教者たちは、ちょうどアッタルスのように、最高の場所に生まれながらもその財力から払い落とされたのでした<sup>(50)</sup>。同じ仕方で財力をもっていた者たちは敬虔な者として扱われました。ヨブ、ダビデやそれに似た者たちです。彼らはある者たちは金持ちでなければならぬのを知っていました。そして、自らの召命に従っていました。それにもかかわらず、富を信仰告白の前に置くことはありませんでした。そして、失うときは、その召命において神の意志に従ったのでした。こうした服従、同じく一貫性は信仰告白において賞賛され、神を礼拝していることとなります。

しかし、修道士たちは自身の偽善を口実にして、キリストの言葉に対して明らかな不正を働きます。それはマタイによる福音書19章を引き合いに出します。「わたしの名のために、家、兄弟、姉妹、父、母、子供、畑を捨てた者は皆、その百倍もの報いを受け、永遠の命を受け継ぐ」<sup>(51)</sup>。ここでの放棄は二重です。ひとつは信仰告白もしくは召命における神の命命によって生じるもので、暴政が、福音を捨てて所有することから離れるのを命じるとき。もうひとつは、教会を支配するように呼んでいるのを疑うときで、危険や憎悪を被るか、もしくはむしろ家族の財産に仕えるときです。このような場合には、放棄は賞賛されます。というのも、福音を告白し教えるための召命は、命や財産よりも、人間のすべての事柄に勝って優先されなければならないからです。

こうした考えが福音のなかでこれほどしばしば繰り返されるのには、軽くはない理由があります。というのも、信仰告白が財産を放棄することを考えるだけではなく、より厄介な災難をもたらすので、さらにもっとも高価なもの、大いなる意志や賞賛者の命令や他の卓越した人間を損なうと考え、そうした判断を無視することは難しいからです。祖国において証人の不一致とわたしたちが語られることは困難です。魂を激しくなく締め付けることはできないので、しばしば神はわたしたちに、福音を優先するように命じるのです。そして、わたしたちは慰められ、援助と報酬を約束するのです。

このように申命記 33 章でレビ族が祝福されるなかで、名指しして贈り物が与えられました。それは正しい教えを伝えたからで、危険に関する演説と約束が付加されます。同じくこれはレビへの言葉です。「あなたのトンミムとウリムを、あなたの慈しみに生きる者に授けてください。あなたがマサで試し、メリバの泉で争ったとき」<sup>(52)</sup>。これはレビの家族にある確かな種類の教えを命じている最初の箇所であり、その他の仮説を教えることを禁じています。あなたはもつ、と言います。モーセより伝えられた律法を。これを純粹に教え、決して新しい意見や新しい儀式を付け加えてはならない、と。続いて彼は危険における一貫性についての命令を付加します。「彼は自分の父母について、「わたしは彼らを顧みない」と言い、兄弟を認めず、自分の子さえ無視し、あなたの仰せに従い、契約を守ったからです。彼らはあなたの裁きをヤコブに、あなたの教えをイスラエルに示し、御前に香をたき、祭壇に完全に焼き尽くす捧げ物をささげます」<sup>(53)</sup>。これは教師たちに敬虔な教えを防御するなかでは巨大な戦い、危険、憎しみと耐えなければならぬ罰があることを警告しています。これが確かに両親や、祖国や、子どもに対して「わたしはあなたを知らない」ということは過酷であり、祖国に敵対し対立することを行っているようにも見えます。しかし、預言者や使徒たちには同じ非難が負わせられているのが分かります。それゆえにわたしたちは魂を意気阻喪させることなく、次の約束が付加されることになるのです。「主よ、彼の力を祝福し、その手の業を受け入れてください。彼に立ち向かう者の腰を砕き、彼を憎む者が再び立てぬようにしてください」<sup>(54)</sup>。つまり、神よ、助けてください、正しく教える者たちを。その使命を力あるものとし、安全なものとしてください。そして、不敬虔な教えと暴政を抑えてください。このモーセの言説からキリストは言葉を取り入れたのです。そして、賢明な読者は容易に判断できるように、両者とも非常に重要な事柄について熱弁しています。それゆえにこのもっとも重要な見解は全く根拠のない修道士の仮説に転じられてはならないのです。

わたしはこうした言説を引用しましたが、それは敬虔な学者たちにこれが見えるようになるためです。その多くは真の教えを研究しているがゆえにさまざまな苦難に見舞われています。こうした言説によって彼らは元気になり、正しい研究を放棄することなく、神の援助があることを知ります。キリストがいうように「何よりもまず、神の国と神の義を求めなさい。そうすれば、これらのものはみな加えて与えられる」<sup>(55)</sup>。さらに詩編 84 編「主に逆らう者の天幕で長らえるよりは、わたしの神の家の門口に立っているのを選びます」<sup>(56)</sup>。イザヤ

書 30 章「わが主はあなたたちに、災いのパンと苦しみの水を与えられた。あなたを導かれる方は、もはや隠れておられることなく、あなたの目は常に、あなたを導かれる方を見る。あなたの耳は、背後から語られる言葉を聞く。『これが行くべき道だ、ここを歩け、右に行け、左に行け』と」<sup>(57)</sup>。こうした見解によってわたしたちは元気になり、真の教えを広めるなかで神に仕えましょう。そして、それをわたしたちの誘惑によってだめにしないように警戒しましょう。

他にも召命なしの財力の放棄がありますが、迷信かがったものです。これは供物と赤貧が神の礼拝であるとでっちあげるときにそうなります。そうした放棄は決して賞賛されたものではなく、むしろ迷信による意見であるがゆえに不敬虔な異教徒のものであります。こう言われているように。「人間の戒めを教えとして教え、むなしくわたしをあがめている」<sup>(58)</sup>など。

#### 注

- (1) 『宗教改革著作集4 ルターとその周辺 III』(教文館、2003年)所収『神学要綱』, 214頁参照。
- (2) ローマの信徒への手紙, 1:18。
- (3) ウェルギリウス『牧歌 農耕詩』(小川正廣訳, 京都大学学術出版, 2004年), 106頁。
- (4) ローマの信徒への手紙, 1:19。
- (5) ローマの信徒への手紙, 2:15。
- (6) ローマの信徒への手紙, 1:19以下。
- (7) ティップルス詩集 1, 9:3以下。中山恒夫編訳『ローマ恋愛詩人集』(国文社, 1985年), 87頁参照。
- (8) 創世記, 4:11以下。
- (9) 創世記, 9:6。
- (10) 申命記, 6:5。
- (11) ローマの信徒への手紙, 5:2。
- (12) テモテへの手紙一, 1:9。
- (13) 申命記, 19:19以下。
- (14) 詩編, 32:9。
- (15) コリントの信徒への手紙一, 6:9以下。
- (16) ヨハネの手紙一, 3:8。
- (17) ローマの信徒への手紙, 1:18。
- (18) イザヤ書, 38:13。
- (19) エレミヤ書, 1:9以下。
- (20) ローマの信徒への手紙, 3:20。
- (21) ローマの信徒への手紙, 4:15。
- (22) ローマの信徒への手紙, 7:13。
- (23) コリントの信徒への手紙一, 15:56。
- (24) ローマの信徒への手紙, 7:9。

- (25) ローマの信徒への手紙, 11:32。
- (26) マルコによる福音書, 7:7。
- (27) 詩編, 119:105。
- (28) 申命記, 6:5。
- (29) マタイによる福音書, 5:21 以下。
- (30) マタイによる福音書, 5:22。
- (31) マタイによる福音書, 5:22。
- (32) ローマの信徒への手紙, 13:4。
- (33) ローマの信徒への手紙, 12:19。
- (34) ローマの信徒への手紙, 5:21 以下。
- (35) ユウェナーリス『風刺詩』(バルシウス/ユウェナーリス『ローマ風刺詩集』国原吉之助訳, 岩波文庫, 2012年), 291頁。
- (36) サムエル記下, 16:11 以下。
- (37) 申命記, 19:19 以下。
- (38) マタイによる福音書, 5:44。
- (39) マタイによる福音書, 26:52。
- (40) マタイによる福音書, 19:29。
- (41) 出エジプト記, 20:15。
- (42) コロサイの信徒への手紙一, 7:30。
- (43) 箴言, 10:22。
- (44) ルカによる福音書, 6:38。
- (45) 列王記上, 17:8 以下。
- (46) コリントの信徒への手紙二, 8:13 以下。
- (47) 箴言, 5:15 以下。
- (48) ペトロの手紙一, 5:6。
- (49) マタイによる福音書, 5:3。
- (50) 『エウセビオス「教会史」(上)』(秦剛平訳, 講談社学術文庫, 2010年), 277頁以降参照。
- (51) マタイによる福音書, 19:29。
- (52) 申命記, 33:8。
- (53) 申命記, 33:9 以下。
- (54) 申命記, 33:11。
- (55) マタイによる福音書, 6:33。
- (56) 詩編, 84:11。
- (57) イザヤ書, 30:20 以下。
- (58) マタイによる福音書, 15:9。